

小児がんの治療等特別な理由で抗体が失われた場合のワクチン再接種制度の整備を求める意見書

小児がんの治療等特別な理由で予防接種から得た抗体が失われ、感染症予防のためワクチンの再接種が必要となる場合、現行の予防接種法においては定期予防接種の対象外となり、接種費用は任意予防接種として全額自己負担となっている。

再接種は、疾病の治療というやむを得ない事情によること、また、免疫を獲得しておくことは集団予防に寄与することから、本市においては、接種費用の助成制度の構築に向けて検討を行っているところである。

しかしながら、本来、再接種については、個人の感染症予防はもとより感染症の発生及びまん延の予防として公衆衛生上重要であること、健康被害時における救済制度が定期予防接種においては充実していることから、予防接種法において制度化し、定期予防接種と同様に扱うべきである。

よって、国におかれては、特別な理由で抗体が失われた患者へのワクチン再接種に関し、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 予防接種に関する法令を改正し、特別な理由で抗体が失われた患者へのワクチン再接種を国の責任において制度化すること。
- 2 ワクチン再接種の実施に当たっては、被接種者及び保護者への経済的負担を軽減すること。
- 3 ワクチン再接種により健康被害が生じた場合には、定期予防接種と同様に国の救済制度の対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
厚生労働大臣

認知症施策の推進を求める意見書

世界に類例を見ないスピードで高齢化が進む我が国において、認知症の人は年々増え続け、2015年の推計が約525万人であったものが、2025年には推計で700万人を突破し、軽度認知障害の人も含めれば2012年時点で900万人を超えるといわれているなど、今や認知症は、誰でも発症する可能性があり、誰もが介護者となり得ると言え、認知症施策の推進は極めて重要である。

認知症施策の推進に当たっては、認知症と診断されても尊厳をもって生きることができ、社会の実現を目指し、当事者の意思を大切にして、家族等も寄り添っていく姿勢で臨めるようにすることが重要であり、また、認知症と診断された直後の対応など、これまで十分に組み込まれてこなかった課題にも踏み込んでいく必要がある。

さらに、認知症施策は、認知症の早期発見・診断、初期の相談と家族への支援から終末期のケア・看取りまで切れ目なく治療と支援を行うとともに、医療、保健、福祉等の関連分野における総合的な取組が必要である。

よって、国におかれては、認知症施策を更に推進するため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 国や自治体を始め企業や地域が力を合わせ、認知症の人や家族等を支える社会を構築するため、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する基本法を制定すること。
- 2 認知症の有効な予防法の確立や行動・心理症状に適切な対応が行われるよう全国規模の疫学調査と疾患登録に基づくビッグデータを活用するとともに、次世代認知症治療薬の開発・早期実用化や最先端の技術を活用した早期診断法の研究開発及び認知症の人の心身の特性に応じたりハビリや介護方法に関する研究を進めること。
- 3 認知症診断直後に相談できる人がいないといった空白期間において必要な支援や情報提供を行うこと、かかりつけ医による認知症診断の促進等の認知症の早期発見・診断に向けた取組を強化すること、自治体が設置する認知症疾患医療センターに対する支援を充実させることなど、多様な認知症施策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

UDタクシー対応乗り場整備への助成拡充及びライドシェア導入の慎重な検討を求める意見書

タクシーは、市民にとって身近な交通機関として日常生活や経済活動等を支える重要な公共交通の役割を担っているところ、本市は、平成25年7月から全国に先駆けて、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）に対応した乗り場の整備を進めてきたが、駅前開発等に併せてUDタクシー対応乗り場を整備する場合には国庫補助が活用できるものの、通常のタクシー乗り場をUDタクシー対応乗り場に整備する場合には原則として本市の自主財源で対応している。

しかしながら、UDタクシー対応乗り場の整備は、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けて喫緊の課題であり、国からの助成の拡充が求められている。

一方、国においてはシェアリングエコノミー検討会議を設置し、自家用自動車を用いて有償で運送を行うサービスであるライドシェアを含めた検討を行っており、さらに、規制改革推進会議においてもライドシェアを含めた議論がなされている。

このライドシェアについては、道路運送法に抵触するタクシー類似行為、いわゆる白タク行為に該当するとの指摘があり、運行管理や車両整備等の責任を負う主体を置かず自家用自動車のドライバーのみが運送責任を負う形態であるため、安全確保や利用者保護等の観点から大きな問題が生ずる懸念も指摘されている。

よって、国におかれては、大都市における安全・安心で利便性の高い地域交通の実現に向けて、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 子育て世帯から高齢者、障害者を始め、誰もが安全・安心で快適に移動できるよう、UDタクシー対応乗り場の整備に対する助成を拡充すること。
- 2 ライドシェアは、利用者の安全・安心に極めて大きな懸念があり、その検討も含めて適切かつ慎重に対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

宛て

財務大臣

国土交通大臣

国家公安委員会委員長

休眠預金に係る資金の活用に関する意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成30年12月10日

川崎市議会議長 松原成文様

提出者	川崎市議会議員	市古映美
	〃	勝又光江
	〃	宗田裕之
	〃	石田和子
	〃	斉藤隆司
	〃	石川建二
	〃	井口真美
	〃	大庭裕子
	〃	渡辺学
	〃	片柳進

## 休眠預金に係る資金の活用に関する意見書

国は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律を来年1月から全部施行し、10年以上放置された休眠預金を民間の団体が行う公益に資する活動の促進に活用することとしている。

休眠預金は毎年700億円発生しており、総額約6,000億円、対象は6,000万口座に上る見通しであるが、本人が気付かなければ、預金は金融機関から預金保険機構に移管され、本人に戻らないケースが出てくることとなり、加えて住所変更や認知症の発症など対応が困難な場合もある。

休眠預金に係る資金の活用に関して、国会審議でも子ども及び若者の支援等の3分野に限定するなど様々な問題点が指摘されているが、問題点の第1は、預金保険機構から資金の交付を受ける指定活用団体の権限が極めて大きく、当該団体が行う資金分配団体への資金の助成又は貸付けによっては市民が行う自由な社会貢献活動を阻害する危険性があること、第2は、小規模で優良な団体が、資金の活用に関して求められる革新性、成果志向、社会的インパクト評価によって排除される危険性があること、第3は、法律に対する国民の認知度が低く、広く一般に認識されているとはいえないことである。

よって、国におかれては、市民が行う公益に資する活動の促進に休眠預金が適切に活用されるため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 小規模な団体や当事者団体の社会における価値を見いだし、正當に評価した上で、休眠預金を活用して、それらの活動を支えること。
- 2 社会に散在している諸課題に対応するために、地域性や分野・テーマ、目的などを考慮して、多様な資金分配団体を多数選定すること。
- 3 休眠預金に係る資金の活用について国民へ周知するとともに、金融機関に対し払戻しに関する指導を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

財務大臣

意見書案第19号

消費税の増税の中止を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成30年12月10日

川崎市議会議長 松原成文様

提出者	川崎市議会議員	市古映美
	〃	勝又光江
	〃	宗田裕之
	〃	石田和子
	〃	斉藤隆司
	〃	石川建二
	〃	井口真美
	〃	大庭裕子
	〃	渡辺学
	〃	片柳進

## 消費税の増税の中止を求める意見書

内閣総理大臣は、本年10月15日に行われた臨時閣議において、来年10月から予定どおり消費税を10%に増税することを表明した。

本年11月に公表された総務省の家計調査によると、2人以上世帯の実質家計消費は、平成26年4月に消費税の税率が5%から8%へ増税された後、多くの月で前年比マイナスとなっており、消費不況が長期にわたって続く中で5兆円もの増税をすれば、貧困層を拡大させるだけでなく、日本経済に多大な悪影響を与えることは明らかである。

政府は、増税の影響を抑えるとして、ポイント還元、プレミアム商品券、複数税率の導入などを検討しているが、いずれも事業者の事務が煩雑になるなどかえって経済を混乱させるものである。

さらに、複数税率の導入に伴い、増税から4年後に導入が予定されているインボイス制度は、中小企業や雇用契約のない請負労働者、建築職人などの500万ともいわれる免税事業者が取引から排除されることになるか、納税義務と煩雑な事務負担を伴う課税業者にならざるを得なくなるかを迫られるなどの深刻な問題があり、消費税の増税には賛成している日本商工会議所や中小企業団体、全国商工団体連合会等もこれに反対している。

よって、国におかれては、日本経済への多大な悪影響を避けるとともに、中小企業等の持続的な営業活動を守るため、消費税の増税を中止されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

財務大臣